

花巻市市民参画・協働推進委員会（第7回）会議録

日時 令和5年11月2日（木）午後2時00分～午後3時30分

場所 花巻市役所本館 3階 302・303会議室

出席者 委員出席者13名 佐藤 良介（委員長・花巻商工会議所）、関上 哲（副委員長・富士大学教授）、佐藤 道輝（花巻農業協同組合）、細川 祥（花巻市社会福祉協議会）、長山 ゆかり（花巻市校長会）、盛山 タサ（花巻市老人クラブ連合会）、佐藤 洋子（花巻市地域婦人団体協議会）、太田 陽之（花巻市民活動ネットワーク協議会）、菅原 房子（大瀬川活性化会議）、多田 優子（東和東部地区コミュニティ会議）、高橋 久美子（公募委員）、新田 真理子（公募委員）、新田 彩乃（公募委員）

委員欠席者 2名 佐藤 貴哉（花巻青年会議所）、伊藤 絹子（内川目地区コミュニティ会議）

市側出席者 8名 菅野 圭（教育部長）、及川 盛敬（教育企画課長）、畠山 英俊（教育企画課長補佐）

【事務局】藤井 保宏（地域振興部長）、鈴木 淳子（地域づくり課長）、大竹 誠治（地域づくり課長補佐）、藤村 真由美（地域づくり課市民協働係長）、富松 大地（地域づくり課市民協働係主査）

傍聴者 1名

次第 1 開会

2 あいさつ

3 審議

(1) 市民参画に係る事前評価について 1件

矢沢地区における義務教育学校設置に係る基本構想・基本設計（教育部教育企画課）

(2) その他

花巻市市民参画条例について

4 その他

5 閉会

1 開会 (開会 午後2時00分)

鈴木課長
(事務局)

本日はお忙しい中、ご出席くださいまして誠にありがとうございます。

開会に先立ちまして、委員会成立のご報告をいたします。本日は、花巻市市民参画・協働推進委員会委員15名の方のうち、13名のご出席をいただいております。花巻市市民参画・協働推進委員会規則第5条の規定により、半数以上の委員が出席しておりますので、委員会は成立しておりますことをご報告いたします。

また、本委員会は花巻市審議会等の会議の公開に関する指針により公開する会議となります。本日は会議の傍聴を希望される方がありますのでこれを認めること、また、会議資料及び議事録を市ホームページで公開いたしますことを申し添えます。

本日は、会議録自動作成システムを使用しております。ご発言の際はマイクのご使用をお願いいたします。マイクの使い方についてご説明いたします。マイク台にありますスイッチを押していただくと、録音が始まる合図として青いランプが点灯いたします。それを確認の上、お名前をおっしゃってから発言をお願いいたします。また発言を終了しましたら、スイッチを押していただき、録音終了の合図である赤いランプを確認願います。

それでは、ただいまより第7回花巻市市民参画・協働推進委員会を開会いたしま

す。初めに佐藤委員長よりご挨拶をお願いいたします。

2 あいさつ

佐藤良介委員長

委員長の佐藤でございます。第7回委員会開催にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。皆様には何かとご多用のところ、第7回委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。今年も11月に入り、残すところ2ヶ月となりまして、今日は非常に温かい良いお天気に恵まれておりますが、皆さんご健勝でお過ごしのこととお喜び申し上げます。明日11月3日は花巻市の市政功労者の表彰式が執り行われるようでございますが、本年度は4名の方が市政功労者の表彰の栄に浴されるということでございます。また、花巻市の友好都市でありますアメリカのホットスプリングスとの姉妹提携30周年ということで、市長を初め17名の方がホットスプリングスを訪問しておりましたけれども、昨日無事に花巻に帰られたようでございますので、後でいろいろお話を聞くことを楽しみにしているところでございます。

今日の委員会につきましては、議題でございますように市民参画に係る事前評価についてということで、矢沢地区における義務教育学校設置に係る基本構想・基本設計についての1件でございますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。その後、花巻市の市民参画条例についての現状報告ということでご説明申し上げますので、併せてよろしくをお願いいたしたいと思います。それでは限られた時間でございますが、実りの多い会議となりますようお願い申し上げますご挨拶といたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

鈴木課長
(事務局)

ありがとうございました。委員会規則第4条第2項により、議長は委員長となります。それでは佐藤委員長よろしくをお願いいたします。

佐藤良介委員長

それでは早速審議に入らせていただきます。議題といたしましては、市民参画に係る事前評価について1件でございます。矢沢地区における義務教育学校設置に係る基本構想・基本設計についてということでございますので、よろしくをお願いいたします。

今日は担当でございます花巻市教育委員会教育部から菅野圭教育部長、及川盛敬教育企画課長、畠山英俊教育企画課長補佐の3名に出席していただいておりますので、よろしくをお願いいたします。それでは早速議題でございます矢沢地区における義務教育学校設置に係る基本構想・基本設計について説明をお願いしたいと思います。初めに義務教育学校についてご説明をいただいた後に審議に入りたいと思いますのでよろしくをお願いいたします。

菅野部長
(教育部)

教育部長の菅野と申します。今日はどうぞよろしくをお願いいたします。

矢沢小学校、矢沢中学校は校舎がどちらも古いということで地元から要望を受けらる中で、どちらも改修となれば小中一貫というのはどうだという話が出まして、地域の方やPTA等と協議していく中で、義務教育学校という方向に進めてほしいという要望を受けて、その設置に向けて動いているところです。本日はまず義務教育学校というのはどういうものなのか、また、設置に向けた経緯等について最初にお話をさせていただき、その後市民参画の計画について説明をさせていただきます。それでは最初に義務教育学校について、課長よりご説明をさせていただきます。

及川課長
(教育企画課)

花巻市教育委員会教育企画課の及川と申します。私の方から、義務教育学校を含む小中一貫校、小中一貫教育が求められた背景とその理由でありますとか、小中連携教育と小中一貫教育の違いにつきまして、矢沢地区における義務教育学校の設置に係るこれまでの経緯につきまして、ご説明をさせていただきます。

まずこれまでの小中学校における義務教育の実施につきましては、一定の年齢層の子どもたちを同一方式で教育するということが教育の機会均等に大きな役割を担ってきたところでございます。

一方で、平成 18 年の教育基本法の改正によりまして義務教育の目的が、続きまして平成 19 年の学校教育法の改正によりまして義務教育の目標が“いずれも 9 年間を通した形で新たに規定されましたほか、小学校への英語教育の導入でありますとか、中学校への授業時間数の増加など、教育内容でありますとか教育活動の量的、質的充実が図られましたこと、児童生徒の発達の早期化が見られること、小学校と中学校の間にある教育活動の違いで生じる教育間段差により、いじめの認知件数や不登校、暴力行為の加害児童生徒数が中学 1 年生になったときに大幅に増加する、いわゆる中 1 ギャップの現象が見られること、地域コミュニティの衰退でありますとか、三世同居の減少によります異年齢交流の縮小等、学校、家庭、地域における子供の社会性育成機能の低下が見られることなどが報告されるようになってきたところでございます。

こうした社会的状況を背景といたしまして、内閣の教育再生実行会議（平成 26 年 7 月の第 5 次提言）では子どもの発達に応じた教育の充実、様々な挑戦を可能にする制度の柔軟化など、新しい時代にふさわしい学制を構築するため、小中一貫教育を制度化するなど、学校段階間の連携、一貫教育を推進することなどを内容といたしました「今後の学制等の在り方について」を提言したところでございます。この提言を受けまして、文部科学大臣におきましては、中央教育審議会に諮問を行いました。中央教育審議会では、小中一貫教育の制度化の意義、制度設計の基本的方向性、総合的推進方策等についてなどを内容といたします「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について」という答申を取りまとめたところでございます。この答申を踏まえまして、学校教育制度の多様化及び弾力化等を推進するため、地域の実情や児童生徒の実態など様々な要素を総合的に勘案いたしまして、学校設置者が主体的に小中一貫教育を実施できるよう、小中学校に加えて制度的選択肢を増やした学校教育法等の一部を改正する法律が施行されたところでございます。この学校教育法の一部改正の趣旨を踏まえまして、花巻市では平成 31 年に策定した「花巻市立小中学校における適正規模・適正配置に関する基本方針」において、学校統合の検討に加えまして、花巻地域や石鳥谷地域においては小中一貫校の導入についても検討することとしたものでございます。

続きまして、小中一貫校及び義務教育学校を導入する際のメリット、デメリットについてご説明をさせていただきます。まず、メリットにつきましては、大きく二つございます。小学校と中学校の授業形態や指導方法、評価方法、生徒指導の手法の違いによります学校間段差、いわゆる中 1 ギャップと言われるものの緩和に効果的であること。9 年間の連携あるいは継続した指導による教職員間の情報共有による個に応じたきめ細やかで丁寧な生徒指導が継続的に行えること。こちらの二つが大きなメリットとされておりますほか、小中一貫教育を行ってきた他の自治体におきましては、児童生徒の学習意欲の向上が見られることや、いじめや不登校、暴力行為の減少が見られる、児童生徒の規範意識の高まりが見られる、指導内容の系統性についての教職員の理解が深まっている、小中学校の教職員間における互いの良さを取り入れる意識の高まりが見られる、小中学校の教職員間で協力して児童生徒の指導に当たる意識が高まっているというようなメリットが報告されております。

一方、デメリットにつきましては、1 学年 1 学級の場合、児童生徒間の人間関係の固定化により、思ったような効果が現れにくいというような課題が報告されておりますし、従来の小学校高学年が中程の学年になるということで、リーダー性、主体性の育成の課題が報告されております。また、新しい形態の学校での取り組みに

よりまして、特に設置前の準備期間における教職員の方々の負担感や多忙感が出ているという課題や、仮に施設分離型とした場合における合同授業でありますとか、交流活動の効率化への課題などが報告されております。デメリット解消の取り組みの一例として、小学校高学年のリーダー性、主体性の育成の課題につきましては、小学校段階から中学校段階に移行する際に、区切りとなるような自覚を促す行事、例えば2分の1成人式や立志式などの実施でありますとか、小学生段階の児童会や中学校段階の生徒会に類する組織の構築によってリーダー育成を行うということなど、教育課程の編成や各種行事に関して様々な工夫を行うことで解決に向かう努力をしているという事例がございます。また、新しい形態の学校での取り組みによる教職員の負担感、多忙感への課題に対しましては、ICTの活用による会議や研修の合理化、教職員の加配の要請による負担軽減などが考えられるところでございますが、加配につきましては実際には教職員のなり手がなかなかいないということで、新たに小中一貫校や義務教育学校を設置した場合に、その前後に限られる可能性が高いと考えております。あとは、施設分離型における合同授業でありますとか交流活動の効率化への課題でございますけれども、こちらにつきましては学校の形態を施設一体型の小中一貫校や義務教育学校とすることで、小中合同行事の実施によります中学生の小学生への思いやりや、小学生の中学生に対する憧れの心の醸成などで精神面での成長が期待できると考えられております。

前段が長くなってしまいましたが、それでは資料1について説明させていただきます。こちらにつきましては、小中連携教育、小中一貫教育の関係と義務教育学校、小中一貫校の違いということで説明させていただきます。

まず、大きなくくりとして、小中連携教育というものがございます。こちらにつきましては、小学校、中学校段階の先生方がお互いに情報交換や交流などを行うことを通じまして、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育ということになっています。小中連携教育を更に進めたものが小中一貫教育となっております。小中連携教育のうち小中学校段階の先生方が目指す子供像を共有いたしまして、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育と言われております。先ほど、系統的なというお話が出てきましたけれども、例えば算数でありますと、最初に四則演算をやった後で、その次に例えば分数でありますとか小数点に進んで、その次は1次方程式、2次方程式と段階を踏んだ、いわばレベルアップの道筋のことを系統的な学習と呼ぶようでございます。

小中一貫教育につきましては、大きく2種類に分かれてございます。一つが義務教育学校、一つが小中一貫型小学校・中学校、いわゆる小中一貫校と言われるものでございます。小中一貫校の中には二つございまして、一つが併設型の小学校・中学校、もう一つが連携型小学校・中学校。こちらはどこが違うかといいますと、設置者でございます。設置者といいますと、花巻市の場合は花巻市立何とか小学校、中学校ですので、花巻市の場合は花巻市だけになります。そうなりますと同一の設置者になりますので、花巻市におきましては、もし小中一貫校を作るとしたら併設型小学校・中学校に該当するということになります。ちなみに、異なる設置者でございますけれども、例えば岩手県立の小学校と花巻市立の中学校での小中一貫校とか、花巻市立の小学校と私立の中学校の小中一貫校になれば、連携型小学校・中学校ということになります。花巻市内におきましては、先ほど申し上げましたとおり、花巻市立しかございませんので連携型小学校・中学校につきましては説明を割愛させていただきます。

次に修業年限でございますけれども、義務教育学校につきましては9年となっております。ただし、小学校段階に該当します前期課程が6年、中学校段階に相当いたします後期課程が3年ということになっております。小中一貫校につきましては小

学校6年、中学校3年と、これまでどおりとなっております。

次に組織・運営ですけれども、義務教育学校につきましては一人の校長の下、一つの教職員組織となります。小学校と中学校が合体して一つになるというイメージでございます。対して小中一貫校につきましては、それぞれの学校に校長先生がお一人ずつ、また教職員組織がそれぞれございます。義務教育学校につきましては、一人の校長の下で一つの教職員組織ということで、教育活動や学校運営の一貫性を確保することが容易になるということと、継続性、安定性のある総合的に効果的な小中一貫教育の取り組みを実施することが可能になると言われております。例えば二つの学校段階にまたがる教職員組織を一体的にマネジメントしやすくなること、小学校中学校の兼務発令が不要になり、県による適切な人員配置を促進しやすくなること、義務教育学校にあった先生を配置していただきたいというようなお願いがしやすくなるということになります。次に、学校ごとに取り組むことが想定されております教育課程の編成や年間指導計画の作成などの事務につきまして、小学校段階、中学校段階の先生方が一体となって取り組みやすくなるということで、校長先生がお一人ですので、校長間の意思疎通というのが不要になりまして、一人の校長先生によるリーダーシップが発揮されやすくなるというようなことが言われてございます。小中一貫校につきましても、小学校と中学校における教育を一貫して施すためにふさわしい運営の権限を整えることということで、資料の下部に※印がございましたので、後でお読みいただければと思います。

次に教員免許でございます。教員免許につきましては、義務教育学校では原則小学校と中学校の両方の免許状を併有していることとなっておりますが、※印にあるとおり、当面の間は小学校の免許状で前期課程、中学校の免許状で後期課程の指導が可能となっております。当面の間というのがいつまでなのかということについては、今のところ示されておられません。おそらく、ある程度どちらの免許状もお持ちの先生が増えるまでは、当面というのは続くものというふうに考えております。小中一貫校につきましては、小学校なら小学校、中学校なら中学校の免許状を持っていることとなっております。

次に、教育課程でございますけれども、義務教育学校と小中一貫校どちらも同じでございます。9年間の教育目標の設定や9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成をどちらも行うことができるようになってございます。ちなみに、学習内容につきましては、学校教育法施行規則というものがございまして、小学校は小学校の学習指導要領によるもの、中学校は中学校の学習指導要領によるものと決めておられますけれども、小中一貫教育はそのとおりなんです、義務教育学校についてはそれに準ずるものとされておりまして、義務教育学校、小中一貫校、普通の小・中学校であっても学ぶ内容は、手法とか順番はともかくとして、基本的に同じものとなります。

続きまして、教育課程の特例については、義務教育学校と併設型小学校・中学校につきましては同じになりますが、一貫教育に必要な独自教科の設定ということで、例えば、県内に既にございます大槌学園ですと、ふるさと科というような学科を一つ設けまして、農林漁業者の方々からそれぞれの得意な分野について授業を行っていただくというようなことをやっているようでございます。指導内容の入替・移行につきましては、例えば小学校と中学校で関連した授業があった場合に、中学校でやるべきものを小学校であらかじめ先取りをして勉強するというようなことを指すというふうに言われております。

次に施設形態でございますけれども、施設一体型施設と申しますのは、小学校と中学校が合体して一つの建物、渡り廊下で繋がっている場合もございまして、そのような一体的な施設のことをいいます。施設隣接型は、同じ敷地でありますと

か、敷地は別ですけども隣接してそれぞれの学校がある場合。施設分離型につきましては、ちょっと離れたところにそれぞれの小学校、中学校がある場合。ただし、小中一貫教育をやる場合に効果的だと言われるのは施設一体型、施設隣接型、施設分離型の順番になっております。

次に設置基準でございますが、設置基準といいますのは小学校とか中学校に必要な1学級の大体の人数でございますとか、先生方の人数、校舎等の面積、施設の内容を記されているものですけども、前期課程は小学校の設置基準、後期課程は中学校の設置基準を準用ということになっております。小中一貫校につきましてはそれぞれの基準を適用ということになっておりますので、実質的に同じということになります。

標準規模でございますけれども、義務教育学校につきましては、18学級以上20学級以下、各学年で考えますと、各学年2学級以上3学級以下となっております。対しまして、小中一貫校につきましては、小学校、中学校それぞれで12学級以上18学級以下、各学年に置き換えますと、小学校につきましては各学年2学級以上3学級以下、中学校につきましては各学年4学級以上6学級以下となります。中学校の方が少し多くなっておりますけれども、例えば、石鳥谷のように一つの中学校に複数の小学校から集まってくる場合とかを想定して多くなっていると予想してございます。

次に通学距離でございます。義務教育学校につきましては概ね6km以下ですけれども、小中一貫教育につきましては、小学校は概ね4km以内、中学校は概ね6km以内となっております。義務教育学校は中学校の分を準用しているのかなと思います。ちなみにですが、4km、6km以上の場合に当市でどのように対応しているかという点、基本的にはスクールバスを出して、児童生徒の送迎を行っているところでございます。

最後に設置手続きでございますが、義務教育学校につきましては、市町村の条例がございまして、そちらの方を改正する必要があるということになります。小中一貫校につきましては、教育委員会の規則を改正するということになっております。

続きまして資料2をご説明させていただきます。矢沢地区における義務教育学校設置に係るこれまでの経緯ですけれども、平成31年4月に、花巻市教育委員会が「花巻市立小中学校における適正規模・適正配置に関する基本方針」というものを作成いたしました。こちらにつきましては、昨今言われる少子化の中、学校規模の縮小という状況を踏まえまして、学校統合というのを検討に加えまして、花巻地域、石鳥谷地域におきましては小中一貫校の導入につきましても併せて検討を行うということを明記しているものでございます。

続きまして、令和元年9月には、矢沢中学校PTA主催の教育懇談会を開催いたしました。その中で参加者の方から、中学校だけではなく、小学校の校舎も老朽化が進んでいる状況で、2校とも改築もしくは長寿命化改修することを考えると、小中一貫校の導入を検討することが必要ではないかという意見がございました。また令和元年11月におきましては、矢沢地域振興会から花巻市長に対しまして、矢沢小学校の改築についての要望書が提出されまして、市としては小中一貫校の導入の可能性と併せて、施設整備についても慎重に検討する旨回答してございます。令和3年1月には、矢沢小学校と矢沢中学校の合同の教育懇談会を開催してございます。先ほど、改築という言葉が出てございますけれども、新築、増築、改築、改修がありまして、新築といいますのが今まで学校のなかったところに学校を建てることを言います。増築は足りない部分を建て増しすることを言います。改築でございますけれども、今まであった学校を取り壊して新たに新しい学校を建てることを言います。改修は古くなった学校をリフォームすることを改修と言います。

続きまして令和3年7月でございますが、矢沢小中PTA役員と両校の校長先生、副校長先生で構成いたします矢沢小中PTA学校の在り方検討委員会を組織いたしまして、矢沢地区の未来を担う子どもたちの義務教育9年間がどうあるべきかという視点から、矢沢の子どもたちにとってよりよい教育環境を充実させることを検討することを目的とする組織を立ち上げたということでございます。

令和4年8月から11月には検討委員会で県内の3校を視察してございます。最初に紫波東学園、こちらにつきましては、小学校5校の小規模化と教育環境の整備を背景といたしまして、彦部小学校、星山小学校、佐比内小学校、赤沢小学校、長岡小学校の5校が統合しました紫波東小学校と紫波第二中学校との間での施設一体型の小中一貫校になっております。紫波東学園の規模でございますけれども、学級数はいずれも1学級となっております。続きまして盛岡西峰学園につきましては、周辺の市街地化によります児童生徒の増加と校舎の改築の必要性の高まりを背景とした、土淵小学校と土淵中学校との施設一体型の小中一貫校でございます。こちらの学級の規模ですけれども、1年生は1学級で、2, 3, 5, 6年生が2学級、4年生が3学級ということで、1年生を除いて、いずれも複数学級の学校となっております。最後に大槌学園でございますけれども、こちらにつきましては東日本大震災によります被災からの復興でありますとか、各小中学校の小規模化、校舎改築の必要性の高まりを背景といたしまして、安渡小学校、赤浜小学校、大槌小学校、大槌北小学校がまずは大槌小学校として統合し、平成27年に大槌小学校と大槌中学校で小中一貫校として開校した後に、平成28年に県内初の義務教育学校に移行したものでございます。大槌学園につきましては、4年生と6年生は3学級、それ以外の学年は2学級というような規模になってございます。

令和5年1月から3月には、検討委員会で義務教育学校の設置という方向性を示しまして、PTAや地域に報告してございます。検討委員会の報告会を開催いたしまして、視察の報告と検討委員会としての方向性を確認いたしました。検討委員会視察全体報告会では、矢沢地区には義務教育学校が適しているという委員会としての方向性を確認し、「矢沢小・中学校の在り方についての報告書」を作成しております。また矢沢小中学校のPTA全体に報告をした後に、さらに検討委員会及びPTAの総意といたしまして、矢沢小中学校を義務教育学校に移行する方向性について矢沢地域振興会に報告いたしまして、地域としてもこの方針を了承していただいたというところでございます。

続きまして令和5年4月でございますけれども、「花巻市立矢沢小学校・矢沢中学校を義務教育学校へ移行するための要望書」の提出がなされております。こちらにつきましては花巻市立矢沢小中学校両PTA会長、矢沢地域振興会長から市長及び教育長に対しまして、矢沢小中学校を義務教育学校へ移行すること、老朽化の著しい学校施設環境を改善するために新校舎の改築をすること、新校舎建築に伴い矢沢学童クラブを整備することの三つの内容からなります要望書が提出されまして、教育長におきましては、今回の提案を尊重し慎重に対応してまいりたいというふうに回答してございます。

それ以降の動きでございますが、教育委員会といたしましては、小中学校における適正規模・適正配置の基本方針に沿うことから、要望を尊重いたしまして、矢沢地域の小中学校を義務教育学校に移行することについては、設立委員会を立ち上げ、新たな学校の基本構想の策定が必要だと考えまして、まずはその準備段階として矢沢小中学校の校長先生、副校長先生、PTA会長、有識者と教育委員会からなります設立委員会の準備会を6月に立ち上げまして、4回の会議を開催して検討を重ねてまいりました。今般、設立委員会を設置しようということでこちらの会議にかけさせていただくこととなったものでございます。

いろいろ長くなりましたけども、以上で私の方からの説明を終わらせていただきます。

佐藤良介委員長

ただいま小中連携教育について、それから矢沢地区における義務教育学校設置に係るこれまでの経緯についてご説明をいただいたわけですが、皆さんの方からご質問があれば、ご発言をお願いいたしたいと思います。

よろしいですか。特にございませんか。

それでは市民参画の方に入りたいと思いますが、先ほど説明がございましたように、義務教育学校は設置手続きとして、市町村の条例の改正が必要だということで、市民参画を要するというございますので、よろしくお願いたします。では市民参画についてご説明をお願いいたします。

**畠山課長補佐
(教育企画課)**

教育企画課の畠山です。私の方からは、市民参画計画書について説明させていただきます。

皆様のお手元にあります市民参画計画書になりますけれども、まずは参画の対象についてということで、対象の名称は矢沢地区における義務教育学校設置に係る基本構想・基本設計となります。対象の区分は、特定地域の建物ということで、今回は矢沢地区ということであります。次に対象の内容について、目的は矢沢小中PTA及び地域からの要望を受け、義務教育学校設置に向けた整備を行うもの。内容につきましては、矢沢地区に設置しようとする義務教育学校の教育目標や目指す姿、特色など教育の基本的な考え方と、施設の必要機能や規模などの整備方針等を基本構想において定めまして、その構想に基づき建物の構造や配置、各階の基本的なレイアウト、備えるべき機能や設備、建物内外のデザイン等といった基本設計を実施するということになっております。区分につきましては、改築又は改修と記載しております。今現在、耐力度調査というものを実施しておりまして、その結果に基づきまして関係者と協議の上決定することになります。現時点では、改築にするか、例えば長寿命化といった改修にするかというのは決まっておられません。建設完成までのスケジュールになりますけれども、まずは基本構想の策定を予定しておりまして、令和5年11月から令和6年4月までを予定しております。その後基本設計が5ヶ月かかるだろうということで、令和6年6月から令和6年10月まで、その次に実施設計を11ヶ月予定しておりまして、令和6年11月から令和7年10月まで、その後工事予定ということで、令和7年12月から令和10年3月までということで、予定としましては令和10年4月に開校ということで、それを目指してやっていると考えているところでございます。厳しいスケジュールかなとも思っているんですが、まず令和10年4月の開校を目指しているということで、変更もあり得ることになりますのでよろしくお願いいたします。

次に市民参画の方法でございますけれども、方法①は矢沢地区の義務教育学校設立委員会における意見聴取になります。時期及び回数は令和5年11月に説明をして、令和6年1月、3月、7月と計4回を予定しております。周知方法及び周知期間につきましては各開催日の2週間以上前に郵送等により通知いたします。次に対象者ですけれども、設立委員会の構成員ということで50人程度を想定しております。主なメンバーとしましては、矢沢地区の関係団体の役員、矢沢小中学校のPTA、矢沢小中学校教職員と、矢沢地区の元校長先生ですとかそういった方を想定しておりますが、学識経験者と教育委員会という構成になっております。結果の公表及び時期ですけれども、各回の開催後、市のホームページに掲載するほか、委員会だよりというものを作成しまして、矢沢地区の住民には全世帯配布しようと考えております。方法や時期を選択した理由ですけれども、矢沢地区の義務教育学校設立委員会

というのが基本構想のこれからの検討段階から、義務教育学校の開校までの準備に関して検討する委員会であることから、委員には開校まで継続して各準備段階で意見をいただけること、矢沢地区の学校関係者の幅広い視点で意見聴取できることから、この方法を選択しております。また、開校時期の目標を令和10年度としたときに、設計や工事の期間を考慮すると、令和6年度当初には基本構想の策定が必要であると判断して上記の実施時期を選択しております。

次に方法②ワークショップの実施についてでございます。こちらは小中学校のPTAや矢沢地区関係団体の合同で12月に1回、児童生徒対象ということで、小学校5年生以上となりますけれども、小中学校分かれて、小学校5、6年生で1回、中学校は1年生から3年生までの全員で1回を予定しております。ただし、今現在、設立委員会を設置する前の準備会を開催し、小中学校と協議してはいますが、その中で子どもたち、特に小学生だとしっかり理解してもらった上で意見を出してもらうためには複数回開催した方がいいかもしれないという先生方の意見もありましたので、回数や時期については今後も学校等と協議しながら、動く可能性がありますことをご了承いただきたいと思っております。周知方法及び周知時期ですけれども、PTAと関係団体については、開催日の2週間以上前に、矢沢地区関係団体には郵送で、PTAには学校を通じて開催を周知し、参加者の推薦をいただくこととしております。全児童生徒の方は、開催日の2週間以上前に学校を通じて児童生徒に周知いたします。対象者は矢沢地区関係団体、小中学校PTA20人程度と記載してありますけれども、ここも今検討している段階で、もう少し増える可能性もございます。あとは矢沢小学校5年生、6年生、矢沢中学校の1年生、2年生、3年生の全児童生徒ということになります。結果公表の方法及び時期につきましては、市ホームページに掲載するほか、こちら委員会だよりに掲載することで、矢沢地区住民に公表したいと思っております。方法や時期を選択した理由としましては、矢沢地区の義務教育学校設立の基本構想については、児童生徒を初めとした矢沢地区の様々な立場の方々からの幅広い視点と自由な発想で多くの意見をいただきたいことから、参加者が意見を出しやすいようにワークショップを選択しております。また、多くの意見を参考とさせていただくためには、検討の初期段階での実施が効果的であると判断しまして、上記の時期を選択しております。

次に方法の三つ目でございます。意見交換会の開催、地域説明会ですけれども、矢沢地区住民と小中学校PTAということで、4月と7月に2回ずつを予定しております。周知方法及び周知時期につきましては、矢沢地区住民の方は2週間以上前に市ホームページや回覧チラシ又は委員会だよりにより周知をしたいと思っております。PTAの方は2週間以上前に学校を通じて周知したいと思っております。対象者は矢沢地区住民と矢沢小中学校PTAになります。結果の公表の方法及び時期については、各回開催後に市ホームページに掲載いたします。方法や時期を選択した理由につきましては、矢沢地区の住民が誰でも参加できる場として、またPTAが参加しやすい場としてPTAに限定した説明会を行うということでこの方法を選択しました。また、基本構想策定前、基本設計実施中の各段階において、地域やPTAへの説明が必要と判断しまして、4月は基本構想策定前ですし、7月は基本設計の実施中の段階ということで、この時期に設定しております。

計画・条例等の全体スケジュールでございますけれども、現在、8月25日から2月23日までの契約ということで、矢沢小中学校の耐力度調査というのを実施しております。耐力度調査というのは、学校施設における建物の構造、経年による耐力機能の低下、立地条件による影響の3点の項目を調査して、建物の老朽化を総合的に評価するものでございます。この耐力度調査の点数によって、基準の点数以下であれば危険建物ということになり改築しても国の補助対象になりますけれども、ある程度

の耐力度があった場合には、改築しても国の補助対象にならないということになります。そういった場合は、既存建物を改築ではなく改修した方が良いという判断に進むかもしれないということで、要は補助対象になるかならないかという基準の部分の調査でございます。全体スケジュールで11月から4月までが義務教育学校設置に係る基本構想の検討ということで、4月末に策定を予定しております。その後、6月から基本設計というような形で進んでいくために、三つの市民参画をこのスケジュールで進めていきたいと考えております。私の方からは以上になります。

佐藤良介委員長 ただいま市民参画の計画書について説明がございました。皆さんの方からご質問があればお受けいたしたいと思っております。まず対象の内容について、何かご質問ございますか。

私から一点、義務教育学校の基準として1学年2学級から3学級ということでしたが、現在の矢沢小学校と矢沢中学校は1学年何クラスあるのかお知らせいただきたいと思っております。

及川課長 (教育企画課) 各学年2学級ずつでございます。先ほどは原則ということでお話をさせていただきましたけれども、義務教育学校であっても1学年1学級というところは結構ございます。

佐藤良介委員長 あくまでも原則としてということですね。仮に3学級から4学級に増えた場合でも可能だということですか。

及川課長 (教育企画課) 義務教育学校になったことによって、例えば、義務教育学校で教育効果が高いということでそちらの方に人が流れるということはあるかもしれませんが、多少、児童生徒数が増えたとしてもそのまま続けるものと考えてございます。ただし、児童生徒数があまり増えてしまうと、校長先生が一人ということで全体を見られるかといいますと、なかなか厳しいものがあると思っております。児童生徒数が増えると、先生方も増えるので、その辺は校長先生がリーダーシップをとって頑張っていただくということにはなるのではないかと考えております。

佐藤良介委員長 現在実施している耐力度調査の結果に基づいてということでございましたけれども、具体的に来年の何月頃に結果が出てくるということでしょうか。

及川課長 (教育企画課) 2月には正式に回答が出ますが、その前にも1月中旬頃になると思っておりますけれども、大体のことは分かるというふうに聞いております。

佐藤良介委員長 その結果に基づいて、改築か改修かという判断を下すということですか。

及川課長 (教育企画課) そちらにつきましては、設立委員会の中に施設設備部会という部会がございますので、その結果をもって部会の方で具体的に検討していただくということで考えております。

佐藤良介委員長 皆さんの方から何かご質問ございますか。
対象の内容については特に質問ございませんでしょうか。なければ市民参画の方法に入りたいと思っております。市民参画を三つの方法で行うということですが、①矢沢

地区の義務教育学校設立委員会における意見聴取について、質疑に入りたいと思います。

佐藤委員、お願いします。

佐藤（道）委員 ①番の方の意見徴収ですけれども、対象の内容のところに基本構想の策定予定が令和5年11月から令和6年4月までというふうに示されており、意見聴取の期間は令和5年11月から令和6年7月までの計4回ですけど、7月の分は反映されないということではないですよね。

**畠山課長補佐
（教育企画課）** 計画書の一番上に市民参画対象の名称が書かれておりますが、基本構想と基本設計の二つについての市民参画ということで計画書を作っております。令和6年1月、3月のところで基本構想の方の意見をいただき、予定では4月に策定することとしております。7月の意見聴取は、基本設計を業者委託したときにこの時期に最初の概要案が出てくると思うので、基本設計の方の意見を伺うということを考えております。分かりにくかったと思いますが、基本構想と基本設計を混ぜて書いております。

**佐藤良介委員
長** 他にございませんでしょうか。
私から、矢沢地区関係団体役員とありますが、具体的にどのような団体があるのかをお知らせいただきたいと思います。

**及川課長
（教育企画課）** それぞれ部会というのがございますけども、学校経営部会につきましては校長先生方で構成するものでございます。教育課程部会につきましては学校の先生方。PTA部会は小学校、中学校のPTAの方々。今回学童クラブの整備というのがございますので学童クラブ部会ということで矢沢学童クラブの運営協議会の方や主任支援員、保護者会の代表の方。地域連携部会ということで矢沢地域振興会の方でありますとか、矢沢地区行政区長会、矢沢地区教育振興協議会、矢沢小中学校区学校運営協議会、あとは矢沢地域の有識者の方として元校長先生など、そういう方々を考えております。施設設備部会につきましても、矢沢地域振興会の方でありますとか、PTAの方々も含まれてございます。管理事務部会というのがございますけれども、こちらにつきましては学校の備品などに関することとなりますので、学校関係者だけの構成と考えております。

**佐藤良介委員
長** 設立委員会の中に部会を設けて協議するのですね。部会の名称をもう一度お願いいたします。

**及川課長
（教育企画課）** 設立委員会の中に各部会を設けておまして、各部会で話し合われたことを委員会の方で報告しながら物事を進めていくということになります。部会の名前につきましては、学校経営部会、こちらにつきましては学校経営そのものを考えていただくということになりますので、委員についても校長先生になります。次に教育課程部会、こちらにつきましては教育課程とか行事とかを考えていただくということで、副校長先生や教務主任の先生、生徒指導主事の先生方を構成員として考えております。PTA部会につきましては、PTAの役員の方々と、小学校中学校合体したPTAの役員となりますので、組織運営でありますとか行事について考えていただくのと、通学方法について、スクールバスも含めて考えていただくこととしております。学童クラブ部会につきましては学童クラブの運営とか施設整備について検討いただくこととしております。地域連携部会につきましては、学校と地域の連携につ

いて検討していただくこととしております。施設設備部会につきましては、学校の場所でありませつか、どういう建物にするか、設備をどうするかといったことを考えていただく部会となっております。管理事務部会ということで、学校の備品や図書をどうするかというのを検討する部会で、学校の事務職員や教育委員会の職員が担当することということで考えております。

佐藤良介委員長

七つの部会で協議していくということですね。

他に皆さんから何かご質問ございませんか。よろしいでしょうか。

では、②ワークショップの実施について何かご質問ご意見ございましたらお願いいたします。

高橋委員、お願いします。

高橋委員

①の設立委員会における意見聴取の場合も矢沢小中学校PTAも含めて50人ということで、小中のPTAの役員とか、そういう方たちが参加されるのではないかと思います。ワークショップの方の対象者も20名程度で、それより増えるかもということでしたけれども、参加者の推薦は学校を通じていただくということで、もうちょっと幅広く、役員とかそういう方たちだけじゃなくて、参加したい人ということも学校の方で把握して推薦してもらえれば、いろんな意見が出るんじゃないかなというふうに思います。

それから②の小学校5、6年生、中学校1、2、3年生のワークショップですが、どういうやり方でこれをやるのかちょっと教えていただきたいと思います。

及川課長
(教育企画課)

まず、PTAの方々ですけれども、最終的にはPTAの方におまかせするということになると思いますが、仰るとおり役員だけではなくて、参加したいという方を中心にご推薦願いますということをお願いしたいと考えております。

小中学校の児童生徒へのワークショップでございますけれども、やり方などにつきましては学校と協議して今詰めている段階でございます。今のところ考えておりますのは、教育委員会の方で簡単なリーフレットを作っておりますので、それでもってこれまでの経緯とか、義務教育学校というのはこういう学校だということをまずは児童生徒に勉強していただいて、こういうテーマでワークショップ開催して欲しいというのをあらかじめこちらの方で指定した方が学校の方でやりやすいということでしたので、テーマはまだこれからの検討になりますけれども、テーマを決めてお子さんの方から意見を頂戴したいというふうに考えております。

高橋委員

資料の一番後ろの方の参考のところにアドバイザー料として3回分の謝礼があるのでございますけれども、こういうワークショップのときにアドバイザーを呼んで、いろいろお話をしてもらおうのか。実際、先進校の大槌学園というところがあるわけですから、その先生とかPTAの方を呼んで、実際やってみてどうなのか、どういういいところがあって、どういう弊害があるのかという生の声を聞ける機会を設けたらいいんじゃないかなと思うのですが、どのようにお考えでしょうか。

及川課長
(教育企画課)

まずアドバイザーの件でございますけれども、こちらにつきましては各地域で小中一貫校や小中一貫教育に関していろいろアドバイスをしておられる岩手大学の教育学部の教授の方をお願いをして、基本構想についてご意見をいただきたいと考えております。県内の義務教育学校の大槌学園の先生の件でございますけれども、実は長山校長先生の前任地が大槌学園だったものですから、長山校長先生の方から教えていただきながら進めたいと考えてございます。

佐藤良介委員長 他にはございませんか。
長 関上副委員長、お願いします。

関上副委員長 お伺いしたい部分があるのですが、矢沢地区における義務教育学校ということで、矢沢地域の市民の方々中心の話に終始一貫してなっているんですけども、花巻市の市民の方々に対してはどのような形で周知しようとしているのか。例えば、この地区で新しい学校ができたことによって、移住するという方もいるやもしれないんですね。その方々が今回のこの事案について、どのような形で意見を出せるのか、その部分を確保されているのかどうかお伺いしたいんですけども、よろしいでしょうか。

菅野部長 (教育部) 現在、市外の方とか地域外の方から直接ご意見をいただくという機会は想定してございませんけれども、説明の中でありましたように、設立委員会をやった後に設立委員会だよりというのを出します。矢沢地域の中では回覧していただこうと思っていますけれども、ホームページ等に掲載して、市民の方にもこういう状況で矢沢の義務教育学校を進めていますということはお知らせしていきたいと思っていますし、これを見てご意見をいただくということはあるかと思いますが、いずれ義務教育学校というのは、市内でも初めてということで、そういった周知をして義務教育学校についてご理解をいただきたいという思いがございます。

関上副委員長 石鳥谷地区でも検討しているような部分もありましたので、今回の事案というのは、第2の義務教育学校、小中一貫校に関わる部分もあるかと思っておりますので、その部分における周知をもう少しやっていただいた方がいいのかなと。花巻市の市民参画の我々委員会なもので、矢沢地域の方々に偏っているかなと思ったものですので、質問いたしました。以上です。

菅野部長 (教育部) ありがとうございます。石鳥谷の方では具体的な検討の前に、石鳥谷地域の各小学校のPTA、保育園の保護者さん達に石鳥谷の児童数の推移見込を、お知らせし、今後の在り方を考えていくということで、「花巻市立小中学校における適正規模・適正配置に関する基本方針」についてご説明して、その中で小中一貫校についてもご説明させていただいているという状況です。毎年、各学校に教育懇談会を開催しませんかと呼びかけていて、その中で「花巻市立小中学校における適正規模・適正配置に関する基本方針」についてご説明する中では、小中一貫校もあるということをお知らせいたしますし、矢沢の事例が進むことによって、説明のボリュームも増えていくのかなと思っております。

佐藤良介委員長 他にはございませんでしょうか。ではワークショップの実施について、よろしゅうございますか。
長 では最後に、意見交換会の開催ということで地域説明会を開催するということです。矢沢地区住民に対して2回、小中学校PTAに対して2回ということですが、これについて何かご質問、ご意見ございますか。よろしいでしょうか。
先ほどお話に出ましたように、長山先生は矢沢小学校の校長先生ですが、前任校が大槌学園ということですので、長山先生から何かございませんか。

長山委員 義務教育学校のスタートがそれぞれ地域によって違ってまいりますので、大槌の場

合は東日本大震災で地域のコミュニティがバラバラになってしまっていて、もう今しかないという当時の教育長の強い意向で、義務教育学校になったわけですが、矢沢は矢沢の地域の意向に沿って義務教育学校になるということで、それぞれ地域の願いを網羅しながら成り立っていくということで、この地域で義務教育学校が設立されれば本当に画期的なことでありまして、9年間を見通した教育というのは小学校と中学校がただ単に合体するのではなくて、1年生から9年生までというような見通しを持って、かなりダイナミックな教育が実現できるのではないかなということで、大変期待もできるものだなと思っておりますので、ぜひとも素晴らしい学校を目指して頑張ってもらいたいなと思っております。

佐藤良介委員長 それでは、市民参画の方法が三つ示されておりますが、市民参画の評価について入りたいと思います。市民参画・協働推進職員チームの評価といたしましては適切であるということですが、当委員会の評価としても適切であるということにいたしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし。」の声あり)

佐藤良介委員長 では、「適切である。」ということにいたしますので、よろしく願いいたします。それでは、その他として花巻市民参画条例についてということで、現状の報告についてご説明をお願いいたします。

**藤村係長
(事務局)** それでは事務局の方から説明をさせていただきます。本日は、7月の委員会後の経過についてご説明をさせていただきたいと思っております。7月の委員会では、8月9日に議員説明会を開催させていただき、市民参画条例の素案についてパブリックコメントで寄せられたご意見に対する市の考え方などを説明し、今後としては、例規審査委員会を経て9月議会へ議案提出をする予定であるということをお話しさせていただいております。

その後開催されました8月9日の議員説明会におきまして、「市民参画条例素案第4条の市の執行機関の責務に、市民がもっと参画するように促す表現、意識の醸成を図るといったことを入れるべきではないか。」「ガイドラインのまま市民参画条例を制定する理由は何か」などといった様々なご意見をいただいた後に、「9月議会に提出するのは早いのではないか」というご意見をいただきました。そうしたことから事務局としましては、いただいたご意見も含め、再度検討の必要があると判断し、9月議会への上程はしないことといたしました。

その後、議会において9月11日に総務常任委員会の所管事務調査が開催され、市民参画条例について説明をするように出席を求められました。委員会から説明を求められた内容は二つございまして、一つ目は市民参画条例の内容について、現在のガイドラインとほぼ同様の内容で条例化する理由について伺いたい。もう一点は、パブリックコメント及び地域説明会などの市民参画が図られているとは言えない現況の中で、市民参画をより進めるための方策についての考えを伺いたいといったものでございました。

こちらの方から説明した内容につきましては、一つ目の市民参画条例の内容を、現在のガイドラインとほぼ同様の内容で条例化する理由につきましては、始めに、市民参画条例の制定がまちづくり基本条例の条文で規定されている経緯について説明させていただきました。また、市民参画条例はこれまで本市が行ってきたまちづくり基本条例と市政への市民参画ガイドラインに基づく市民参画について、他市の事例と比較しても不足はないとの市民参画・協働推進委員会での評価を踏まえ、ま

ちづくり基本条例に規定されている市民に意見表明の機会を保障している対象と参画の方法についての具体を定めるものであることから、現在のガイドラインの内容を基本としたいということをご説明いたしました。

二つ目としまして、パブリックコメント及び地域説明会などの市民参画が図られているとは言えない現況の中で、市民の参画をより進めるための方策についての考えを伺いたいというご質問につきましては、まちづくり基本条例第 15 条で設置されております市民参画・協働推進委員会における評価は、市民参画がより促進されるようにという観点で開催させていただいております、評価結果につきましては、それ以後の市民参画に生かすものとして、庁内に周知していることを説明させていただきました。また、まちづくり基本条例で市民に意見表明の機会を保障しているものについては、二つ以上の方法を用いて市民参画を行い、実施前と実施後に市民参画・協働推進委員会と職員チーム会議による事前と事後の 2 段階評価を受けていることをご説明しました。さらに今後の取り組みといたしまして、市民の意見を聞くことについては、これから制定しようとする市民参画条例及び規則の内容の具体を職員に周知するために作成する手引きに記載する考えであることを説明いたしました。

今回、市民参画条例を制定するに当たっては、新たに市民の方々に義務を課すように捉えられる表現はすべきではないのではないかと考えたものでありまして、意識を醸成する、市民参画を義務と受け止められるような表現はできるだけしないように事務局としては考慮し、条文の表現を検討してきたものであるということをご説明いたしました。こうした説明や検討を踏まえまして、今度の 12 月議会へ議案を提出したいということをお伝えしております。

先日、市役所内部の手続きになりますが、10 月 27 日金曜日に条文とか規則の内容を審査する例規審査委員会がございまして、条例の内容や文言、例規としての表現などを確認していただき、承認をいただきました。

今後の予定につきましては、令和 5 年 12 月議会に議案を提出いたしまして、議決により市民参画条例が制定されましたならば、議決の日をもって制定とさせていただきます。来年の 1 月から 3 月までの間に、職員へ周知をしようとしている手引き案の作成ですとか、花巻市パブリックコメント制度に関する指針を整理いたしまして、令和 6 年 4 月 1 日から市民参画条例と規則と併せまして、手引きを施行したいと考えております。

以上、これまでの経緯の説明と今後の予定についてお知らせいたします。

佐藤良介委員
長

今説明がありましたように、12 月市議会に市民参画条例を提案するということがようであります。承認を得て即制定ということで、来年の 4 月 1 日から施行という形で進めていくということですが、よろしいでしょうか。

特にないようでございますので、市民参画条例については以上といたしたいと思っております。ではこれで本日の審議を終了いたします。皆様のご協力に感謝申し上げます。皆様のご協力に感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

鈴木課長
(事務局)

その他でございますけれども、何か皆様からございますか。

新田(彩)委員

今日の学校設置に関する案件の内容がちょっと自分なりに分からなかったもので、市議会の議事録とか、ここ数年のものを調べたのですがけれども、そこで感じたのはこれまでも様々な案件がこの委員会にかけられてきましたけれども、案件の背景とか経緯を知ることは参画の手法を考える上でとても重要なことだと改めて感じた

ころでした。内容といいますか輪郭が分かることで、お示しいただいた参画方法なり手法が十分なのかどうかという適切な判断ができるのではないかなと思いましたが、今回の資料2の経緯等はすごく参考になりました。今後も背景などを説明いただけるような資料があれば助かるなとすごく思いました。

佐藤良介委員長 事務局の方で関係資料も添付していただくようにということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**鈴木課長
(事務局)** 貴重なご意見ありがとうございました。やはり背景や経緯というのは、皆様が判断する上で重要な情報になると思ひますので、今後の案件につきましても、心がけてまいりたいと思ひております。

その他、皆様からは何かございませんでしょうか。それでは次回の委員会につきましてもご連絡いたします。次回は来年2月に開催を予定してございます。日程が決まり次第お知らせいたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それではこれもちまして、本日の委員会を終了とさせていただきます。大変ありがとうございました。

(閉会 午前3時30分)